

産業建設委員会会議録

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日時 令和 5 年 2 月 2 2 日（水曜日）

午前 1 0 時開会、午後 1 時 3 0 分閉会

場所 第 1 委員会室

日程

1 開会

2 付託された議案の審査

（１）令和 5 年第 1 回（3 月）定例会上程議案等について

- ①令和 5 年度土浦市一般会計（特別会計）予算（案）について
- ②令和 4 年度土浦市一般会計補正予算（第 1 5 回）（案）について
- ③令和 4 年度土浦市下水道事業会計補正予算（第 2 回）（案）について
- ④土浦市都市公園条例の一部改正（案）について
- ⑤土浦市手数料条例の一部改正（案）について
- ⑥市道の路線の認定、廃止及び変更（案）について
- ⑦専決処分の報告について（道路管理瑕疵）
- ⑧専決処分の報告について（農業集落排水施設管理瑕疵）

（２）報告事項

- ⑨入札案件について
- ⑩工事発注状況報告について
- ⑪都市計画マスタープラン策定（見直し）事業・立地適正化計画策定（見直し）事業について
- ⑫歴史的風致維持向上計画推進事業について
- ⑬土浦市農業委員会委員の選任について
- ⑭神立駅西口地区土地区画整理事業の進捗状況及び事業計画変更について

4 その他

- ⑮異常通報システムの運用開始について

5 閉会

出席委員（8 名）

委員長	平石	勝司
副委員長	柏村	忠志
委員	内田	卓男
委員	寺内	充

委員 矢口 清
委員 柳澤 明
委員 小坂 博
委員 勝田 達也

説明のため出席した者（１５名）

副市長	片山 壮二	産業経済部長	佐藤 亨
都市政策部長	船沢 一郎	建設部長	渡辺 善弘
都市整備課	福澄 雄祐	商工観光課長	沼尻 健
建築指導課長	櫻井 良哉	農林水産課長	黒須 清一
都市計画課長	飯泉 貴史	道路管理課長	浅岡 武徳
住宅営繕課長	三浦 誠	道路建設課長	草間 正志
下水道課長	滝田 昌暁	水道課長	和田 利昭
農業委員会事務局長	坂本 直親		

傍聴者 ０名

事務局職員出席者 松本 裕司

○平石委員長 ただ今から産業建設委員会を開催いたします。それでは、協議に入ります。①令和５年度土浦市一般会計（特別会計）予算（案）について執行部から説明をお願いします。

○沼尻商工観光課長 商工観光課は、土浦全国花火競技大会開催事業でございます。令和４年度は９１回大会として３年ぶりに開催しまして、競技大会としては５年ぶりに内閣総理大臣賞を授与する大会として、復活したところでございます。令和５年度の事業内容でございますが、第９２回大会として３種目の競技部門を主軸として、大会提供ワイドスターメインなどの余興花火も充実させるために、実行委員会への補助金を計上させていただきます。また、２年後の令和７年度には、花火１００年、開催１００周年を迎えますので、雑踏警備や交通輸送など、来場者の安全面においても、ほかの大会の模範となるような大会運営を目指してまいります。商工観光課の説明は、以上です。

○黒須農林水産課長 農林水産課でございます。土浦ブランドアッププロジェクト推進事業でございます。真ん中事業の概要にございますように、令和４年度は、連携協定を結ぶ筑波大学との共同により動画を作成、各イベントでのブランド認定品販売などを行い、効果的なＰＲ事業を行いました。今年度、令和

5年度についての予算は、中段の表のとおり、ブランド推進協議会の開催やPR活動に要する経費の計上をさせていただくものです。つづきまして4ページをお願いします。日本一のれんこん産地推進事業でございます。令和4年度は、農林水産課に日本一のれんこん担当を設置し、日本一のれんこん産地推進計画に基づき、PR活動を実施してまいりました。令和5年度については、更なる産地PRの実施のほか、品質向上対策や市内消費促進などに対する予算の計上をさせていただくものであります。つづきまして5ページをお願いします。畑地帯総合整備事業（虫掛地区）でございます。この事業は、虫掛地区の整備されていないほ場や水路の整備を、県が事業主体となり行うもので、県と地元協議会と連携を図り、国の事業施行申請に向けた作業を進めるため、事業費市負担金を計上させていただくものです。つづきまして6ページをお願いします。かんがい排水事業（木田余地区）でございます。こちらは、揚水パイプラインや排水路整備更新など用水機能改善を県が事業主体となり行うものです。こちらも県と地元協議会と連携を図って、国の事業計画の確定に向けた作業を進めるため、事業費市負担金を計上させていただくものです。農林水産課は以上となります。

○飯泉都市計画課長 都市計画課でございます。ひきつづき、7ページをお願いいたします。地域公共交通確保維持改善事業につきましては、土浦市地域公共交通計画に基づき、地区特性に応じた公共交通で快適に移動できるまちの実現に向けた取組を推進するものでございます。令和5年度につきましては、コミュニティ交通導入促進地域における新規コミュニティ交通の実証運行といたしまして、令和3年度の中村南・西根南地区、令和4年度の右靱地区につづきまして、乙戸南地区への路線拡大をはじめ、つちうらMa a S推進協議会における実証実験のほか、地域公共交通計画に基づき、交通弱者への移動支援といたしまして、三輪自転車購入の補助を実施したいと考えております。その他、中ほど右側の表にございますとおり、路線バスに対しまして、茨城県と沿線市町村との協調補助を行うバス運行対策費負担金などの運行補助を行うことにより、公共交通不便地域の解消を目指してまいります。つづきまして、8ページをお願いいたします。都市計画マスタープラン策定（見直し）事業及び、立地適正化計画策定（見直し）事業についてでございますが、本市の都市計画マスタープラン及び都市計画マスタープランの一部となります立地適正化計画につきましては、見直しの時期に当たりますことから、社会経済情勢等の変化に対応するため、総合的な都市づくりの基本方針となるものを策定するものでございます。都市計画マスタープラン及び立地適正化計画につきましては、本年度と来年度の2か年での策定を予定しており、令和4年度につきましては、

本市の現況や課題を整理するとともに、都市づくりの方針等の見直しを進めたところでございます。令和5年度につきまして、都市計画マスタープランでは地区別構想などの見直しを、立地適正化計画では、居住及び都市機能の誘導施策の方針などの見直しを進め、令和6年3月の計画策定（見直し）に向け、取組を進めてまいります。本年度の作業状況につきましては、後ほど中間報告といたしまして、報告事項の中で説明をさせていただきます。つづきまして、9ページをお願いいたします。スマートインターチェンジ整備事業につきましては、地域生活の充実や地域経済活性化を図るため、整備に向けた検討を行うものでございます。本事業につきましては、これまでスマートインターチェンジ設置の必要性や設置候補位置の検討、交通量推計、整備効果の検討等を行うとともに、国の相談会に参加をしてまいりました。令和5年度につきましては、国の準備段階調査箇所選定に向け、国やネクスコ等の関係機関と協議を実施しながら、検討を進めてまいります。つづきまして、10ページをお願いいたします。歴史的風致維持向上計画推進事業につきましては、歴史的風致維持向上計画、通称歴まち計画を策定し、国の支援等を活用しながら、良好な市街地環境（歴史的風致）の維持・向上を図るものでございます。本計画につきましては、本年度と来年度の2か年での策定を予定しており、令和4年度につきましては、本市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針について整理を行うなど、計画の作成を進めてまいりました。令和5年度につきましては、本市の貴重な資産である歴史的風致の維持・向上を図るため、ひきつづき、国による認定に向けた計画作成作業を進めてまいります。本年度の作業状況につきましては、後程、中間報告といたしまして、報告事項の中で説明をさせていただきます。都市計画課からの説明は以上となります。

○福澄都市整備課長 都市整備課でございます。神立駅西口地区土地区画整理事業につきましては、かすみがうら市と共に神立駅周辺地区において、土地区画整理事業によりまして、西口駅前広場及び神立停車場線などの都市基盤を一体的に整備することにより、質の高い市街地の形成を目指しているものでございます。令和5年度につきましては、駅前広場の仕上げの工事を行い事業の完了を目指します。インターチェンジ周辺地区土地利用促進事業につきましては、広域交通ネットワークを活かした適切な土地利用の誘導を行うことにより、民間事業所等の立地促進を図るものでございます。本年度については、桜土浦インターチェンジ周辺地区での事業化のため、地元説明会を開催するなど進めてまいりました。令和5年度におきましては、現況測量など概算事業費の算出に努めるとともに、発起人会の設立などの地権者組織化を図り、地元住民との協調関係を作り上げていきたいと考えております。都市公園等長寿命化事業につ

きましては、今年度は乙戸沼公園の大型複合遊具の更新に向けた設計を行いました。来年度は設計に基づき更新工事を実施します。実施に当たってはユニバーサルデザインやインクルーシブの考え方を取り入れた遊具への更新を図ります。中心市街地活性化基本計画管理運営事業につきましては、計画期間が令和５年度までの第２期中心市街地活性化基本計画に基づき、毎年度フォローアップを行い、各種事業の事業効果及び進捗状況を管理しながら進めてまいりましたが、令和６年度からも第３期計画を策定し、各種事業を総合的かつ一体的に取り組み、中心市街地の魅力向上と賑わい創出を図ります。まちなか定住促進支援事業につきましては、定住促進を図る支援制度を活用いたしまして、居住人口の増加による活力と、にぎわいのある中心市街地の再生を図るものでございます。本事業の内容といたしましては、中ほどにございますとおり、①賃貸住宅家賃補助、②住宅購入補助、③住宅転用補助の三つの補助を行うことにより、中心市街地への定住促進を図ってまいりたいと考えております。中心市街地まちなか再生事業につきましては、中心市街地活性化基本計画の中で、趣・おもてなしゾーンとして位置付けております中央地区におきまして、地域の特性を活かしたまちづくり施策の検討と拠点施設を設けることで、地区全体の活性化を目指すものでございます。都市整備課からの説明は、以上でございます。

○草間道路建設課長 道路建設課でございます。ひきつづき、御説明いたします。１７ページをお願いいたします。橋梁耐震対策・長寿命化修繕事業でございます。事業の概要でございますが、これまで耐震補強につきましては、緊急輸送道路やＪＲ常磐線などに架かる耐震化予定の３３橋のうち、２５橋の耐震補強を施工しております。また、長寿命化修繕事業につきましては、これまで２６橋の長寿命化修繕工事を施工しております。新年度の事業内容としましては、桜川３号橋（水郷橋）や、神立小学校前歩道橋外１橋の設計、市内４か所にあります歩道橋の長寿命化修繕計画の見直しのほか、継続して実施しております、土浦二中の東側、国体道路に架かる東真鍋１号橋の落橋防止工事のほか、新川６号橋の上部復元工事を進めていく予定でございます。このほか、小松ヶ丘町から富士崎二丁目地内に架かる常磐線３号橋、通称２番橋の架替工事につきましては、橋梁の上部工架設工事をＪＲ水戸支社への委託工事として、ひきつづき進めていく予定でございます。つづきまして、１８ページをお願いいたします。道路新設改良事業でございます。この事業は、狭あいな生活道路の拡幅改良や舗装及び交通安全施設工事などを計画的に実施するものでございます。事業の概要といたしまして、現在までの整備状況でございますが、市道の延長約１，５３２キロメートルに対しまして、約７４４キロメートルが改良済でございます。改良率といたしましては、４８．５９パーセントとなっております。

ります。新年度の整備予定でございますが、地元からお預かりしております整備要望に基づき、22路線で延長2、165メートルの道路改良工事と改良工事に先だって実施する測量調査及び実施設計など15路線、延長3,520メートルを進めていくものでございます。公有財産の購入及び物件移転補償並びに役務費としての鑑定料、登記料は、拡幅用地の取得などに要する経費でございます。つづきまして、19ページをお願いいたします。田村沖宿線延伸道路整備事業でございます。この事業は、国道354号のおおつ野団地入口交差点から神立駅東地区方面の区間、延長約2,900メートルを幅員14メートルで整備するもので、このうち図面の実線部分Ⅰ期区間の延長2,000メートルにつきましては、令和2年3月までに供用開始しております。今年度は、図面の点線部分Ⅱ期区間の900メートルにおきまして、主に土浦市の区域におきまして、不動産鑑定や物件補償算定を行った上で、用地買収や物件補償を進めているところでございます。新年度の事業内容でございますが、Ⅱ期区間におきまして、主にかすみがうら市の区域における用地買収及び物件補償に着手するため、公有財産購入費及び補償補填及び賠償金のほか、今年度、買収を進めている土浦市の区域におきましては、道路改良工事に着手したいと考えており、これらを軸に予算を組み立てております。つづきまして、20ページをお願いいたします。荒川沖木田余線（Ⅱ期）整備事業でございます。この事業は、県道土浦港線の茨城県の事業区間の終点部から茨城県流域下水道事務所前交差点までの延長630メートルを現在の3車線から4車線に拡幅整備するものでございます。今年度は、道路、橋梁の詳細設計を繰越事業として進めながら、全区間の用地測量を二つの工区に分割して発注し、作業を進めている状況でございます。新年度の事業内容でございますが、事業区間の南側の川口二丁目から用地買収や物件補償などを主に進めていく予定でございます。つづきまして、21ページをお願いいたします。木田余神立線街路事業（Ⅱ期）でございます。この事業は、都市計画道路中貫白鳥線から神立病院東側を通過し、かすみがうら市との行政界に至る未整備区間の延長328メートルを幅員12メートルで整備するもので、南北軸の道路ネットワーク強化を図るとともに、神立小学校の通学路として、児童の安全を確保するものでございます。今年度は、物件補償や用地買収を進めております。新年度の事業内容でございますが、ひきつづき、物件補償及び用地買収を進めるとともに、これまで買収してきた箇所におきまして、道路改良工事に着手する予定でございます。道路建設課は以上でございます。

○三浦住宅営繕課長 住宅営繕課です。つづきまして、住生活基本計画策定及び公営住宅等長寿命化計画見直し事業について、御説明いたします。住生活基

本計画につきましては、市営住宅を含む住宅分野の施策を総合的、計画的に推進し、市民の住生活の安定確保や向上の促進を図るため、住宅計画基本法に基づき、策定を計画したものでございます。この計画は、国、県では既に策定済となっておりまして、これらの計画や市の総合計画に即しながら、都市計画マスタープラン等関連計画と整合性を図り、市独自の住生活に関する計画を策定するものでございます。策定期間は、2 か年を予定しておりまして、令和 5 年度につきましては、市民アンケート等を行い、住生活に対する現状や課題を整理し、基本理念や目標、具体的な計画の設定に向けた検討を行う予定でございます。また、現在計画期間中の公営住宅等長寿命化計画につきましても、この住生活基本計画が上位計画となることから、整合性を図るため、併せて2 か年で見直しを行うものでございます。令和 5 年度は市営住宅の現状や活用の方角性、維持管理計画等の検討を行うものであります。

○滝田下水道課長 下水道課でございます。同じく、23 ページをお願いします。都市下水路整備事業及び小規模排水路整備事業でございます。この事業は、都市下水路や小規模排水路の計画的な整備により、豪雨による道路冠水などの解消とともに、生活環境の改善を図るものでございます。事業の概要としまして、一つ目の都市下水路整備事業につきましては、平成 22 年度から西根竹の入都市下水路の整備を継続しており、平成 24 年度からは、防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し、年次計画により整備を進めております。二つ目の小規模排水路整備事業は、都市下水路の整備と同じく浸水対策の一環として、地元からの整備要望などに対応しており、田中 3 丁目地内及び虫掛地内の工事を予定しております。つづきまして、24 ページをお願いします。公共下水道（污水）整備事業でございます。この事業は、計画的な公共下水道の整備により、生活環境の向上と霞ヶ浦や河川などの水質保全を図るための事業でございます。本市における令和 3 年度末の人口普及率は、88.2 パーセントと、全国平均の 80.6 パーセント及び県内の平均 64.1 パーセントと比較して、高い普及率でございます。新年度につきましては、上大津地区や右舩地区など、未整備地区の整備を継続してまいります。つづきまして、25 ページをお願いします。公共下水道雨水排水路整備事業でございます。この事業は、市街化の進展に伴う降雨の際の家屋浸水や道路冠水の解消を図るものでございます。事業概要につきましては、現在二つの雨水幹線を継続整備しているところでございますが、一つ目の木田余 1 号雨水幹線の整備につきましては、J R 常磐線の横断工事が平成 29 年度に完了し、現在、常磐線から木田余ポンプ場までの未整備区間を整備しております。二つ目の神立菅谷雨水幹線の整備でございますが、この路線につきましても J R 常磐線の横断工事が令和 2 年度に

完了し、ひきつづき西側の上流区間の整備を継続してまいります。また、菅谷地区で整備中の雨水調整池の工事につきましても、計画的に継続してまいります。下水道課は、以上でございます。

○和田水道課長 下水道課でございます。同じく、23ページをお願いします。都市下水路整備事業及び小規模排水路整備事業でございます。この事業は、都市下水路や小規模排水路の計画的な整備により、豪雨による道路冠水などの解消とともに、生活環境の改善を図るものでございます。事業の概要としまして、一つ目の都市下水路整備事業につきましては、平成22年度から西根竹の入都市下水路の整備を継続しており、平成24年度からは、防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し、年次計画により整備を進めております。二つ目の小規模排水路整備事業は、都市下水路の整備と同じく、浸水対策の一環として、地元からの整備要望などに対応しており、田中3丁目地内及び虫掛地内の工事を予定しております。つづきまして、24ページをお願いします。公共下水道（污水）整備事業でございます。この事業は、計画的な公共下水道の整備により、生活環境の向上と霞ヶ浦や河川などの水質保全を図るための事業でございます。本市における令和3年度末の人口普及率は、88.2パーセントで、全国平均の80.6パーセント及び県内の平均64.1パーセントと比較して、高い普及率でございます。新年度につきましては、上大津地区や右廻地区など、未整備地区の整備を継続してまいります。つづきまして、25ページをお願いします。公共下水道雨水排水路整備事業でございます。この事業は、市街化の進展に伴う降雨の際の家屋浸水や道路冠水の解消を図るものでございます。事業概要につきましては、現在、二つの雨水幹線を継続整備しているところでございますが、一つ目の木田余1号雨水幹線の整備につきましては、JR常磐線の横断工事が平成29年度に完了し、現在、常磐線から木田余ポンプ場までの未整備区間を整備しております。二つ目の神立菅谷雨水幹線の整備でございますが、この路線につきましても、JR常磐線の横断工事が令和2年度に完了し、ひきつづき西側の上流区間の整備を継続してまいります。また、菅谷地区で整備中の雨水調整池の工事につきましても、計画的に継続してまいります。下水道課は、以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○寺内委員 花火の件は、盛大にやっていただいてありがたいのだけれども、特別招待席の出席が少なく、ごっそり空いていたんだよね。一般の人はそこに入れなわけだから、特別招待席のところは空いているのに、一般の人は場所を探していた。今回初めて、椅子席にしたけれども、今後は工夫して空席が

ないように改善してほしいと要望します。

○内田委員 トップの人に今の花火の席の話で、ただより高いものはないわけで、この無料というのは考え直したらどうだろう。寺内委員の言ったことも解決できるだろう。市の負担も減ってくる。そういう意味で立ち止まって考えてみたらどうだろう。

○柳澤委員 何点かありますが、まずつちまるバスについて、協議会でも意見が出てると思うけれども、外観の塗装はどうして真っ黒なスモークを貼っているんだろうか。

○飯泉都市計画課長 つちまるバスの中村南と右糸の路線を3台で運行しておりまして、そのうちの1台が濃いフィルムを貼っておりました。先日そこらは、はがしております。

○柳澤委員 つぎは、まちなか定住促進事業で、新婚世帯や子育て世代を対象にするのは結構だけれども、シニア世代はどうか。

○福澄都市整備課長 まちなか定住促進事業につきましては、前回の1期目よりも要件を厳しくさせております。次の第3期につきましては、要件を精査させていただきたいと考えております。

○柳澤委員 まちなかの転入者を増やす目的でしょう。これは予算の都合で厳しくしたのかも知れないけれども、中途半端になってしまっているから、土浦市っていいなという意識が浸透しづらいんだよ。実は、嫁の親が帰ってきて、家を買ったのだけれども、50万出るからと話したところ、どうも出ないようだった。私ごとだけれども、誰にでもあり得る話だから、もう少し予算建てを考えてもらいたいな。最後に、中心市街地まちなか再生事業で1,000万の調査費をつけたよね、16ページだ。どうしてこんなものに1,000万も予算をつけるのか、そのぐらいの能力もないのか、あんたら。俺は最後だから言わせてもらえけれども、そんな能力もないようでは、駄目なんだよ。1,000万あったら、あそこでどれだけのことができるだろう。計画を立てて何年もかけて、それで結果が出てこない。自分の身になってものを考えていないんだよ。耳が痛いだろうけれども、市民の税金をコンサルタントに流していないで、自分の身になって考えないと。自分の財布から出す気持ちで、仕事をやってちょうだい。中川前市長が、民間の発想でと言っていたけれども、できていないんだよ。計画書を作ったあとが、できていないんだよ。

○福澄都市整備課長 耳が痛いお話ではありましたが、結果を出すことで、応えたいと思います。

○内田委員 同じく亀城公園の話で、平成31年に公園ビルの話をしました。あれを亀城モールとして整備できないかと言っている話です。亀城モールの1

期工事、2期工事は、所有権の問題で、公園ビルとは問題が違います。いろいろ調査したところですが、絵を描くということで、亀城公園のお堀という考え方で風致となるストーリーはないだろうか。私は、老人の一人だが、若い皆さんの考えで、風致という考え方につながるのではないかと思います。公園ビルのいきさつが複雑で、最近知ったのですが、底地は茨城県にお金を払っているのです。1件当たり250万円を解体に積み立てるという話を聴いて、今はどうなっているか分からないけれども、そういうことを踏まえて、何とか国のメニューに当てはめていく強引な手段も含めて、工夫を期待したいと思います。

○片山副市長 私も経緯を把握したいと思います。風致については、都市計画上の風致地区には掛かっていませんので、制限はないかと思います。私有財産でもあります。ただ、見た目は、かなり老朽化しているように見えます。元々何か建っていて、そこに御協力いただくというのが公共事業の大前提ですから、そういった事業があるのかどうか、経緯を含めて、調べていきたいと思います。

○内田委員 一言だけ言います。要は、下がお堀の延長なんですよ。そういう意味で歴史的なものですから、ストーリーに何か、亀城公園をレベルアップするとすると、風致の観点になるかと思いました。よくお調べお願いしたいという要望です。

○柳澤委員 この頃、土浦市は転入増だよ。実際に土浦市に転入している人の主たる目的の中で、土浦に来た理由を調査しているんだろうか。これは所管が違うかな。

○船沢都市政策部長 ただ今、委員のおっしゃったものが、「まち・ひと・しごと」で、人口ビジョンや総合戦略を策定したときにアンケート調査を実施したことがあります。土浦への転入の理由は、仕事の転勤が多く、通学によるものもありました記憶がございます。転出される方にも、仕事による理由が多かったと思います。1月30日付けの総務省の資料では、人口の増は自然増と社会増がございます。今回、発表された社会増は、転入と転出の差引でございます。その数値の1番が4,000人くらいでつくば市でした。土浦市も1,000人を超えて県内で2番目でした。

○柳澤委員 過去においての調査の話で、それは良いことだ。市民課に転入に来る人にそういうアンケートを常時やったらいいんじゃないだろうか。敢えて土浦を選んでくれる転入者へのアンケートをして、細かい情報を掴んでいくと、土浦のいいところが見えてくる。自分たちは中にいるから見えてこないんだよ。そこを重点的に底上げしてやれば、転入者が増えるんじゃないか。アンケート

を取りまとめるのは大変かもしれないけれど、アンケートを置いておくだけで、できるからさ。金の掛からない話だからさ、所管が違うから申し訳ないけれども、効果があると思うよ。

○船沢都市政策部長 転入増の理由を知ることが大事だと考えております。以前のアンケートでは自由記載欄がありまして、その中では我々の気付かない、外から見た土浦の魅力があります。アンケートにつきましては、関係部署と協議したいと思います。

○勝田委員 16ページのストリートファニチャーとは、こういったものですか。

○福澄都市整備課長 ストリートファニチャーは、ベンチや日よけを置くものでございます。現在、モールにはベンチが少ないとの声もありますので、そういったところには、木製のベンチを置きたいと考えています。

○勝田委員 それは、固定するものではスペースに制限が出てしまうからですか。

○福澄都市整備課長 道路上になりますので、固定はするのですが、簡単に取り外しできるものと考えています。

○勝田委員 15ページに中心市街地への人口の誘導の話がありました。家賃補助もよいですが、これはアフターケアです。ちなみにヨーカドーのところに三井と長谷工のマンションができたと思います。入居もそろそろだと思いますが、ああいうところが民間投資されれば、人口は増えますよね。売行きはどうですか。

○福澄都市整備課長 駅の路線側は完売しているようです。新しく出来たほうは不調という話を聴きましたが、三井のほうは売れていると聴いております。

○勝田委員 完売ではないのですか。

○福澄都市整備課長 未確認でございますが、何回かに分けて売っておりますので、完売かどうか分かりかねます。

○勝田委員 結局、民間がマンションを作っていくように、投資先がなければ事業はできないわけですから、そういった整備をしてあげるのが、行政のできる最大のことなのではないかと思います。これは意見ですがけれども、そういったことも補助に加えて考えていただけるといいのかなと思います。それと、先ほど柳澤委員がおっしゃったことで、転出が減ったこともあるのではと思います。大学に入ったけれども、コロナ禍で転出をしなかったという話も、周りで相当数聴いています。コロナ後も、なるべく転出の少ない土浦の未来を作っていけたらと思います。

○船沢都市政策部長 転出の抑制も、人口対策として進めていきたいと思いま

す。

○小坂委員 マンションの話ですけれど、商工の近くの駐車場に予定はありますか。あと、常陽銀行の駅前支店も、銀行と話をしてほしいと思います。

○櫻井建築指導課長 建築指導課のほうには、そういった話はありません。

○船沢都市政策部長 銀行の話については、今も十分な活用は図れておりませんので、そういった相談があった場合には、考えてまいりたいと思います。

○柏村副委員長 マンションは威圧感があるという専門用語があったと思います。この場所にそうしたものを建てていいのかという問題。もう一つは、外国人が増えるということは、人口以外の面でどのような影響があるのでしょうか。そして、花火は私も見っていますが、最近、連発ができなくなって、迫力がなくなったという声がありましたね。これがいいのかどうか、醍醐味が途切れると感じました。

○沼尻商工観光課長 これまで、スターマインで重ね玉という技法が事故の原因の一つであったらということがあり、技法を変えました。打上の総数は変わりございませんでした。

○柏村副委員長 マンションを建てるときの威圧感について、指導はしているのでしょうか。

○福澄都市整備課長 建物を建てるときは、建築基準法によりますが、威圧感について御意見はあるかと存じますので、せめて色味を変えていただくとか、そういった協議はさせてもらっています。

○平石委員長 つぎに、②令和４年度土浦市一般会計補正予算（第１５回）（案）について、執行部から説明をお願いします。

○沼尻商工観光課長 商工観光課です。商工観光課からは、補正予算（案）として三つございまして、資料２ページから御説明いたします。商工業振興育成事業の自治金融制度利子補給金の減額補正でございまして。本市では、自治金融制度を利用される企業に対して、年利１パーセントの利子分を３年間、補給しておりますが、ここ数年、利用数が減少しております。コロナ禍になってから、国主導の無利子・無担保制度、いわゆるゼロゼロ融資制度が設けられたため、そちらを利用される企業が増えたものと考えられます。補正前の予算額３，９６１万円から、決算を見込んだ補正後の予算額３，０００万円を差し引きまして、９６１万円を減額するものでございまして。つぎに、貨物自動車運送事業者支援金支給事業です。燃料費高騰の影響を受けている運送事業者に対する支援金として、１０月の臨時会で、５，４５２万円の増額補正の御承認をいただき、本年１月末をもって事業が終了いたしました。支給額が確定しましたので、予算額５，４５２万円のうち、決算見込額の４，５８４万円を差し引きまして、

８６８万円を減額するものでございます。つぎに、３ページをお願いします。観光施設等、新型コロナウイルス感染症対策事業の減額補正です。観光協会などへのコロナ対策物品、サーマルカメラ、空気清浄機ですが、当初の見込より安く購入できましたので、記載の２２５万４，０００円を減額するものです。説明は、以上です。

○黒須農林水産課長　８ページの補正予算歳出から主なものを御説明させていただきます。こちらも歳入と同様に、補正の主な理由として、事業費の確定によるものです。このページの表の１段目、担い手確保及び農地集積化事業は新規就農者への補助及び農地の集積に応じた補助で、事業費の確定による減額補正であります。農業資材価格等高騰対策支援事業（新型コロナウイルス感染症対策事業）は、さまざまな農業生産経費の高騰による影響の緩和を図り、地域の農業生産体制を維持していくため、認定農業者及び認定新規就農者への補助事業ですが、事業費確定による減額補正であります。経営所得安定対策推進事業は県費１０分の１０で行われる経営所得安定対策の推進に係る事務費の補助で、県からの配分額の確定による減額補正であります。つぎに、１１ページをお願いします。このページの表の１段目、水稻生産継続支援事業（新型コロナウイルス感染症対策事業）は主食用米の生産農家への補助及び交付金の事業費確定による減額補正であります。このページの表の２段目農業近代化対策事業は、種苗導入資金を花き農家に農協を通じて低金利で貸し付け、年度末に同額を償還してもらう事業ですが、本年度申込がなかったため、全額を減額補正するものです。つぎに、１２ページをお願いします。このページの表の１段目、土地改良区等指導育成事業は、多面的機能支払交付金については、今年度交付決定された交付金額のうち一部が申請額の約７０パーセントの交付額であったことから、配当予算残額が発生したため、当該交付金を減額補正するものです。また、多面的機能支払い交付金の返還が生じなかったことに伴う当該予算額の減額補正をするものです。経営体育成基盤整備事業（木田余地区）は今年度既に施行申請を済ませておりますが、協議や手続き等が想定より遅延しており、適否の決定がなされるのが、年度末となったため、今年度予算が見込めないことに伴う当該予算額の減額補正をするものです。つぎに１３ページをお願いします。このページの表の１段目、一般地帯土地改良事業は木田余地区農道整備工事について、施行に必要な仮設路用地の交渉が難航しており、今年度の実施を取りやめることに伴う当該予算額の減額補正であります。農業用河川工作物応急対策事業（上坂田地区）は上坂田地区の桜川樋門が老朽化により危険な状態であるため、撤去工事を行っておりますが、この工事で生じる埋戻し土の仮置き場を賃借するため、賃借料の予算編成を行ったものの、所有者の

厚意により無償で借り受けられたことに伴う当該予算額の減額補正であります。つづきまして14ページをお願いします。繰越明許事業(案)となります。担い手確保及び農地集積化事業です。繰越額は、276万円です。繰越の理由としては、説明の欄にございますとおり、新型コロナなど世界情勢の影響により、農業機械用エンジンの半導体が不足しており、機械メーカーの製造工程に遅延が生じ、事業対象機械の一部について年度内の納品が見込めなくなったことから、繰越しさせていただくものです。説明は、以上でございます。

○坂本農業委員会事務局長 歳入補正は、農林水産省の交付金要綱が改正されたことによる45万4,000円の歳入減額でございます。歳出補正についても同様の歳出減額でございます。

○飯泉都市計画課長 都市計画課でございます。ひきつづき、17ページをお願いいたします。第15回補正予算(案)のうち、歳入につきまして、説明をさせていただきます。1行目の協働のまちづくり基金利子につきましては、平成25年度より創設をしております協働のまちづくり基金につきまして、利子確定により増となっております。2行目の協働のまちづくり基金繰入金につきましては、本年度の協働のまちづくりファンド事業の事業費確定に伴います減となっております。18ページをお願いいたします。つづきまして、歳出について、説明をさせていただきます。1行目の協働のまちづくりファンド事業につきましては、事業費の確定に伴います減額の補正を行うとともに、基金積立金の利子確定により増額の補正を行うものでございます。2行目の都市計画マスタープラン策定(見直し)事業及び3行目の立地適正化計画策定(見直し)事業、4行目の歴史的風致維持向上計画推進事業につきましては、事業費の確定に伴います減額の補正を行うものでございます。5行目の地域公共交通関連事業者運行継続緊急支援事業につきましては、地方創生臨時交付金を活用いたしました路線バスやタクシー事業者等への運行継続に対します補助金につきまして、事業費の確定に伴います減額の補正を行うものでございます。つづきまして、繰越明許事業につきまして、説明をさせていただきます。一つ目の自転車ネットワーク整備事業につきましては、ナショナルサイクルルートに指定されておりますつくば霞ヶ浦りんりんロードにおける案内板や路面標示を整備するに当たり、茨城県をはじめ、関係機関との協議調整に不測の日数を要しましたことから、工事請負費の繰越しをお願いするものでございます。二つ目のスマートインターチェンジ整備事業につきましては、国・ネクスコ等、関係機関との協議調整に、不測の日数を要しましたことから、委託料の繰越しをお願いするものでございます。一つ目の自転車ネットワーク整備事業の工事個所につきましては、20ページ、スマートインターチェンジ整備事業

につきましては、21ページとなっております。説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○**福澄都市整備課長** 都市整備課でございます。令和4年度第15回補正予算（案）について、説明いたします。はじめに、歳入につきまして、説明をさせていただきます。一つ目の、まちなか定住促進支援事業費都市構造再編集集中支援事業費補助金につきましては、事業費確定により、国庫補助金の減額補正をお願いするものです。二つ目、土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合負担金剰余金につきましては、令和3年度分の、事業費確定に伴う、負担金 剰余金の返還による増額補正分となっております。つづきまして、サイドブック24ページをお願いいたします。つづいて、歳出について説明させていただきます。一つ目、まちなか定住促進支援事業につきましては、中心市街地エリア内の空きビル等を住宅へ用途変更する者に対して、転用費の2分の1、上限50万円の補助をするものですが、今年度の実績等に基づき、減額補正をお願いするものでございます。二つ目の土浦港周辺広域交流拠点整備事業で、りんりんポート土浦の多目的トイレ改修工事費を実績により、減額補正をお願いするものです。サイドブック25ページをお願いいたします。つづきまして、繰越明許事業につきまして、説明させていただきます。一つ目、霞ヶ浦総合公園修繕事業、テニスコートキューピクル改修工事でございますが、半導体の不足などにより部品の納入に時間を要するため、繰越しをお願いするものです。二つ目の、インターチェンジ周辺地区土地利用促進事業の補正につきましては、測量に当たり、地権者との調整に時間を要するため、年度内の業務完了が見込めないため、繰越しをお願いするものです。一つ目の霞ヶ浦総合公園修繕事業、テニスコートキューピクル改修工事につきましては、27ページとなっております。二つ目のインターチェンジ周辺地区土地利用促進事業の位置図につきましては、28ページとなっております。都市整備課からの説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○**櫻井建築指導課長** 建築指導課でございます。同じく令和4年度第15回補正予算（案）29、30ページをお願いします。事業名称が建築指導事業、宅地耐震化推進事業に伴う歳入歳出の補正であります。建築指導事業における既存建築物耐震改修費補助金は応募者がなかったこと、ブロック塀等安全対策費補助金は既定の応募人数に達しなかったことにより、国及び県からの交付金及び補助金の歳入が減少することによります減額補正であります。歳出につきましても応募者への負担を行わなくなったことから減額補正を行うものであります。併せて県補助金についても減額補正を行うものであります。また、宅地耐震化推進事業につきましては、大規模盛土造成地調査委託の入札結果について、

入札差金ありましたことから歳入歳出の減額補正を行うものであります。

○**浅岡道路管理課長** 道路管理課でございます。ひきつづき、サイドブックスの31ページをお願いします。はじめに、歳入の補正でございます。上の枠の道路ストック修繕事業につきましては、舗装の打換などの修繕に要する経費に対し、国の防災・安全社会資本整備総合交付金の対象となるものでございますが、要望額に対し、交付額が減少したことに伴います減額補正でございます。つづきまして、下の枠の地籍調査事業につきましては、事業費に対しまして、国及び県からの負担金が、県から一括交付されるものでございますが、交付額が減少したことに伴います、減額補正でございます。つづきまして、32ページをお願いします。道路橋梁管理事業の1目道路橋梁総務費の12節委託料につきましては道路台帳加除補正委託料において、県道移管が先送りになったことや繰越し等に伴う作業路線数の減少したことによる、減額補正となっております。下の枠道路ストック修繕事業の2目道路維持費の14節工事請負費でございます。こちらにつきましては、歳入の補正予算でも御説明しましたとおり、国の交付金が減額となったことから、歳出予算を減額補正するものでございます。33ページをお願いします。繰越明許事業（案）でございます。こちらの事業につきましては、都和地区の冠水箇所の解消を行うためのポンプ設置工事でございますが、関係機関との調整に時間を要し、年度内発注が困難となったため、繰越しをお願いするものでございます。道路管理課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**草間道路建設課長** 道路建設課でございます。ひきつづき御説明いたします。36ページをお願いいたします。はじめに、一般会計、歳入の補正でございます。一段目の田村沖宿線延伸道路整備事業をお願いいたします。こちらにつきましては、現在進めております田村沖宿線延伸道路の未整備区間、延長900メートルにおきまして、今年度の予算として、支出した用地費及び補償費に対し、国の交付金を除いた額の26パーセントに相当する額をかすみがうら市に負担いただくものでございますが、今年度、当初見込んでおりました国からの交付金が満額で配分されなかったことなどから、この後に御説明します歳出予算も減額する必要がある生じ、応分の負担金について、歳入予算を減額補正するものでございます。つづきまして、上から二段目の橋梁定期点検事業から、一番下の田村沖宿線延伸道路整備事業でございます。いずれも、国からの補助金・交付金の最終交付決定額確定に伴う減額及び増額の補正でございます。つづきまして、37ページをお願いいたします。木田余神立線街路事業（Ⅱ期）でございます。こちらの交付金につきましても、先ほどと同様、当初予算額に対しまして、最終交付決定額が下回ったことに伴います減額補正でございます。以

上が歳入の補正でございます。つづきまして、38ページをお願いいたします。ここから一般会計、歳出の補正でございます。項目が多くございますので、補正額の大きい主なものにつきまして、御説明いたします。一段目の急傾斜地崩壊対策事業につきましては、1目道路橋梁総務費の18節負担金補助及び交付金でございます。現在、県が進めております土浦第二中学校の南側斜面における急傾斜地崩壊対策工事につきまして、先日、県の補正予算が成立し、事業費7,000万円で追加工事を施工することとなりましたことから事業費の10パーセントに当たる700万円を負担金として支出するため増額補正するものでございます。つづきまして、二段目の橋梁定期点検事業につきましては、委託料でございます。今年度、常磐自動車道を跨ぐ橋梁等の点検につきまして、東日本高速道路株式会社に委託して実施したところですが、最終的に当初予算額から大幅な減額となったことから、委託料を減額補正するものでございます。つづきまして、一番下の常名虫掛線街路事業につきましては、委託料でございます。今年度の事業といたしまして、未整備区間の県道部分を市道認定し、延長565メートルの道路詳細設計や用地測量のほか、流末排水路の修正設計、路線測量などの予算をいただいております。県道の移管手続きや圃場整備事業の進捗に合わせて進めていく予定でございました。現在、このうち道路詳細設計や流末排水路の修正設計などを進めておりますが、県道の移管手続きが遅延していることや、圃場整備事業において一部地権者の同意が得られず、事業が想定どおり進んでいない状況であることなどから、用地測量を発注できないため、用地測量相当額の委託料を減額補正するものでございます。つづきまして、39ページをお願いいたします。一段目の同じく常名虫掛線街路事業につきましては、5日常名虫掛線街路事業費の14節工事請負費でございます。当初、県道小野土浦線の移管手続きが完了した後の部分的な修繕工事などが生じた際に対応するため、工事費として予算を措置しておりましたが、先ほども御説明いたしましたとおり、県道の移管手続きが遅延していることから、工事請負費を減額補正するものでございます。つづきまして、上から三段目と一番下の田村沖宿線延伸道路整備事業につきましては、上から三段目が公有財産購入費81万円と一番下が補償補填及び賠償金320万2,000円でございます。こちらは、国の交付金が当初予算額より減額して確定したことから、当該減額分の国費に対する事業費相当額をいずれも減額補正するものでございます。つづきまして、40ページをお願いいたします。上から二段目の荒川沖木田余線（Ⅰ期）整備事業につきましては、工事請負費でございます。当初、茨城県流域下水道事務所前交差点付近で想定しておりました仮設ガードレールや標識設置などの付帯工事につきましては、本線の道路改良舗装工事が遅延していること

に伴い、年度内に施工することが困難となったことから、付帯工事費としての工事請負費を減額補正するものでございます。つづきまして、上から三段目の荒川沖木田余線（Ⅱ期）整備事業につきましては、委託料でございます。現在、延長630メートルの事業区間におきまして、二つの工区に分けて用地測量を進めておりますが、入札差金や工区分けの減少等による経費の削減に伴いまして、予算に大きく残額が生じたことから、委託料を減額補正するものでございます。つづきまして、41ページをお願いいたします。一段目から一番下までの木田余神立線街路事業（Ⅱ期）につきましては、いずれも8目、木田余神立線街路事業費でございます。一段目の11節役務費につきましては、物件補償算定及び不動産鑑定の予算をいただいておりますが、物件所有者と交渉できず、当初予定していた物件補償算定及び物件補償の再算定ができなかったことから、役務費を減額補正するものでございます。つづきまして、上から三段目の16節公有財産購入費につきましては、交渉が難航した地権者がおりましたことから、当初予定していた箇所と別の契約を行ったことにより、用地費の予算に残額が生じたことから、公有財産購入費を減額補正するものでございます。つづきまして、一番下の21節、補償補填及び賠償金につきましては、物件補償算定を行った結果、予算額を大きく下回ったことによりまして、補償費の予算に残額が生じたことから、補償補填及び賠償金を減額補正するものでございます。以上が歳出の補正でございます。つづきまして、42ページをお願いいたします。繰越明許事業（案）でございます。枠の中の1行目、橋梁耐震対策・長寿命化修繕事業につきましては、設計委託2件と工事5件でございます。いずれも、河川管理者やJR水戸支社、国道6号の管理者ほか関係機関との調整に日数を要したことにより、年度内に完成することが困難となったものでございます。つづきまして、2行目の道路新設改良事業でございます。測量調査や設計委託7件は、関係機関や地元との調整に日数を要したものでございます。また、改良工事15件、用地11件と補償12件につきましては、用地や補償交渉などに日数を要したことにより、年度内に完成することが困難となったものでございます。つづきまして、一番下のバリアフリー特定事業につきましては、先日発注いたしました、本郷道踏切とその前後道路における基礎調査及び実施設計委託でございます。JR水戸支社と業務内容の調整に日数を要したことにより年度内に完成することが困難となったものでございます。つづきまして、43ページをお願いいたします。ひきつづき、繰越明許費（案）でございます。枠の中の1行目、常名虫掛線街路事業でございます。設計委託1件につきましては、土浦土木事務所や地元土地改良区など関係機関との調整に日数を要していることにより、年度内に完成することが困難となっ

たものでございます。つづきまして、2行目の田村沖宿線延伸道路整備事業で
ございます。委託1件につきましては、用地測量でございますが、地権者との
調整に日数を要したため、また役務1件は物件補償算定でございますが、用地
測量の発注が遅れていることにより、年度内に完成することが困難となったも
のでございます。このほか、用地5件と補償4件につきましては、用地や補償
交渉などに日数を要したことにより、年度内に完成することが困難となったも
のでございます。つづきまして、3行目の荒川沖木田余線（Ⅰ期）整備事業で
ございます。工事4件につきましては、蓮田の耕作者や地元土地改良区との工
事時期の調整などに日数を要したことにより、年度内に完成することが困難と
なったものでございます。つづきまして、4行目の荒川沖木田余線（Ⅱ期）整
備事業でございます。委託2件につきましては、用地測量でございますが、先
行する道路詳細設計が遅れたため、また役務3件につきましては、不動産鑑定
や物件補償算定等でございますが、用地測量の発注が遅れたことにより、年度
内に発注することが困難となったものでございます。つづきまして、一番下の
木田余神立線街路事業（Ⅱ期）でございます。用地1件、補償2件につきまし
ては、用地補償交渉に日数を要し、支障となる補償物件の移設を年度内に完了
することが困難となったものでございます。事業ごとの詳細一覧と繰越案件の
位置図につきましては、次の44ページから、92ページまでとなっております
ので、御確認いただければと存じます。道路建設課は以上でございます。よ
ろしくお願いいたします。

○**滝田下水道課長** 下水道課でございます。繰越明許事業（案）でございます。
排水路整備事業の繰越しをお願いするものでございます。この事業につきまし
ては、虫掛の柴沼醤油付近に位置する水路及び道路につきまして、下水道課と
道路建設課で合併による工事を実施しているものでございますが、地元との調
整に時間を要し工事の発注が遅れたことから、繰越しをお願いするものでござ
います。なお、94ページに繰越事業一覧、95ページに施工箇所的位置図が
添付してございます。下水道課は、以上でございます。

よろしく申し上げます。

○**平石委員長** ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等あり
ますか。

○**柳澤委員** まちづくりファンドについて、ほとんど使っていないのはなぜな
のか。

○**飯泉都市計画課長** まちづくりファンドには、1,500万の基金の予算を
準備いたしております。本年度も1件活用いただいておりますが、自己負担もあ
り、修理などのタイミングに合わせて活用いただくものでございます。

○柳澤委員 対象は、市民のボランティア活動も含まれてきたんだよな。実は、今から5、6年前に使わせてもらったことがあった、初年度は30万で2年目は20万。それで終わりだよな。市内の小学生を集めて、ラクスマリーナを借りてキャンプをして、一日目はカヌーの練習をして、二日目は桜川の上流から川下りをしたんだ。その後は、資金難でできなかったんだ。今回、余ってしまったのは、使い勝手が悪いからだよ。基本はこれ、みんなボランティアで、市民の皆さんは、5万でも10万でも出れば、市が認めてくれているんだと、結構やると思うんだよ。それが、2年で補助が終わるとなると、収益事業じゃないから、できるはずがないんだよ。こうして活用されていないのは、お役所仕事だよ。耳が痛いだろう。こういうのは長いスパンで続けてやらないといけない、以前、視察で別府にいったとき、そういう事業をやっていたんだよ。彼らは、自分たちが楽しい事業をやると言っていた。市民のボランティアは、中長期的に見てあげないと、続かないんだよ。

○飯泉都市計画課長 本年度、実際に受けたのは1件ということでございました。この制度は平成26年度から始まったものですが、ちょうど10年が経ちますので、あらためて、制度のあり方、考え方の整理をさせていただいて、委員からもありましたが、利用された方の声に耳を傾けて検討するような準備をしております。

○寺内委員 これは要望ですが、繰越事業について、業者によっては入札してからすぐに始めない例を聴いた。そういうことのないように、すぐに施工図面を出させるなど、ちゃんと業者の指導をしてください。仕事を取ってから段取をするような話だから、施工図面が出てこない。そんなでは、いい工事なんて、できるわけがないんだから。何千万もするような工事でそんなことになっては、私らも黙ってられないから、言っておきます。各課でスムーズに工事をすすめられるよう、やっておいてください。

○柏村副委員長 繰越しの常名虫掛線街路事業は、地権者が協力しないというところでしょうか。

○草間道路建設課長 場所は、西並木のカスミから南側に幅員16メートルで1,435メートルの整備が完了したところでございます。今回は、その先の県道の部分が565メートルございまして、そこの部分の設計などを進めているところでございます。

○柏村副委員長 分かりました。しかし、ここの地権者との話合いはどのくらいやっているのでしょうか。

○福澄都市整備課長 はい、ここの場所は難航しております。

○柏村副委員長 現状は分かりましたけども、少しは進展しているのでしょうか。

か。

○片山副市長 今のところは、福澄課長のお答えしたとおりでございます。

○柏村副委員長 都市計画は、ふりだしには戻らないですか。

○福澄都市整備課長 今まで、多数の地権者の方に御協力いただいて運動公園としての賠償をさせていただき、都市計画の変更もかけております。都市計画決定を外すことは、今後の利用が明確にならないかぎり、一般的にはできないこととなっております。

○柏村副委員長 あそこは桑畑が多くてね。大体20年くらい経つかな。

○内田委員 私も柏村委員と同じ考えだと思うんだけど、業務ということであれば代執行はできるという話を聴きました。そういうことも含めて、検討してくださいよ。今までどおり、地権者が悪いんだでもいいんだけど、都市計画を変更してでも、手段の可能性を調査してください。要望です。

○片山副市長 たしかに、時間を要しております。一般論であれば、公園でも道路事業でも収用は可能ではありますが、相応の理由が必要となります。ただ、今の状況では、そこまでは難しいところです。川口運動公園も活用されているということもありますので、公園の役割というものを社会経済情勢の変化を見越して、見直しが必要なのかと思っています。まずは、市内の公園を見回して、その方向で検討できればと思っています。

○内田委員 たしかに、売ってるほうは公園のつもりで売っているのだろうけれど、税金になる、雇用が生まれるほうはどうですかと言えば、反対する人はいないよ。地元は、歓迎しますよ。

○柳澤委員 以前、一般質問をしたのだけれども、都市計画も20年経って実績のない事業は見直すべきだという文言がある。副市長、今、市内に足りない施設は、ないんだよね。今度、新治でも人口芝にしてサッカーを中心としたグラウンドをやりますし、野球場も直したばかり。陸上競技場が古くなったかな、あれだって修復できる。そうすると、スポーツ施設を常名に集めるという発想は、必要ないと思う。あれは、リゾート法の時代の話であって、当時の市が見切り発車で地上げをしたことが今日に至るわけだ。だから、あくまでも運動公園にしなくても、これも公務員の悪いところで、一旦決めたものを変えられない。この時代なのだから、税金を考えないといけない。運動施設は、出費する話だ。今は、きちんと柔軟に考える時代だと思います。

○片山副市長 御指摘のとおり、市内には運動施設が整備されているというところではあります。まずは公園として計画決定したものですので、都市公園としての役割、考えを見直していくことは必要ではないかと思っています。公園に固執するのではなく、可能性としては、公園事業がどうしても難しい場合は、用途変更

することもあるとは思いますが。ただ、いきなりそうするのでなく、今の市内の公園の整備状況から踏まえていくことが必要だと申し上げた次第です。

○内田委員 副市長は、近々に来られたから、今の答弁は、優等生の答えなんだけれども、もうこれは30年もやってきた問題なんだよね。公園という話は、もうやめにして、先に進もうとお願いしたい。これからまた位置付けをとという話ではない。市民も、我々議会もそう思っているし、思い切って転換するべきで、せっかく片山副市長がおいでになったのだから、是非、土浦市民のためにお力添えをお願いします。

○平石委員長 つぎに、③令和4年度土浦市下水道事業会計補正予算（第2回）（案）について、執行部から説明をお願いします。

○滝田下水道課長 下水道課でございます。

③令和4年度土浦市下水道事業会計補正予算（第2回）（案）についてをお願いいたします。2ページをお願いします。下水道課の企業会計に関する事業につきまして、減額補正をお願いするものでございます。資本的支出における補正でございます。公共下水道汚水整備事業は、国庫補助金の要求額1億2,000万円に対し交付決定額が5,314万9,000円であることから、6,600万円の減額補正をお願いするものでございます。財源の内訳につきましては、国庫補助金と企業債の減でございます。下水道課は、以上でございます。よろしくをお願いします。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○平石委員長 それでは、ここで暫時休憩とします。再開は午後1時からお願いいたします。

（午前11時50分休憩）

（午後1時再開）

○平石委員長 つぎに、④土浦市都市公園条例の一部改正（案）について、執行部から説明をお願いします。

○福澄都市整備課長 都市整備課でございます。つづきまして、サイドブック資料につきましては、⑬土浦市都市公園条例の一部改正（案）についてでございます。資料2ページをお願いいたします。土浦市都市公園条例の一部改正（案）についてでございます。この条例改正につきましては、使用料の算定方法について、これまで、規定のなかった面積と日数の端数処理の規定を明文化することと、現在は前払いが前提であった使用料について、利用者の利便性を高めるために、後払い制度を明文化することで、条例の一部改正が必要となる

ものです。施行日は令和５年４月１日を予定しております。３ページ以降が新旧対照表となります。説明は、以上となります。

○平石委員長　ありがとうございました。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○勝田委員　公園の予約のシステムについて、インターネットの話がありましたが、今はどうなっていますか。

○福澄都市整備課長　公園の敷地の貸出につきましては変わりませんが、施設の予約に関しては、随時、進んでいるところです。

○勝田委員　テニスコートはいかがですか。

○福澄都市整備課長　テニスコートは産業文化事業団にお願いしているところですが、まだ、システムの移行はしておりません。

○勝田委員　産業文化事業団であることは承知していますが、市の意向によって違うと思いますので、よろしくお願いします。

○福澄都市整備課長　はい、移行に向けて進めたいと考えております。

○柏村副委員長　なかなか言うことがないのですが、私は霞ヶ浦医療センターのテニスコートで、軟式は音がけっこうするんですね。あそこは市が借りているところだから。

○寺内委員　あそこはスポーツ振興課で、所管が違うよ。

○平石委員長　つぎに、⑤土浦市手数料条例の一部改正（案）について、執行部から説明をお願いします。

○櫻井建築指導課長　建築指導課でございます。２ページをお願いします。土浦市手数料条例の一部改正（案）についての概要といたしましては、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律により、建築基準法が改正されたことにより、建築物の容積率や高さに係る特例が拡充されたことに伴う手数料の新設されたこと。また、脱炭素社会の実現に向けて建築物の省エネ性能をより向上させるため、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等の一部が改正されたこと等に伴い、手数料の算定方法の追加となったこと、道路位置指定の申請手数料の新設その他の字句の修正等により条例の一部を改正するものであります。施行日は令和５年４月１日からとなります。ただし、都市の低炭素化の促進に関する法律に係わる土浦市手数料条例第７条の５０、５１、５５、５８、５９、６０の項については公布の日から施行することとなります。３ページから５７ページまでが改正文となります。

○平石委員長　ありがとうございました。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○寺内委員 建築確認の件数は、減っているのかな。

○櫻井建築指導課長 昨年とその前の年も８００件程度で、件数に変わりはありませんが、民間確認審査機関に流れており、土浦市への建築確認件数は昨年、一昨年とも１０件位となっております。

○寺内委員 分かりました。ありがとうございます。

○平石委員長 この程度とさせていただきます。つぎに、⑥市道の路線の認定、廃止及び変更（案）について、執行部から説明をお願いします。

○浅岡道路管理課長 道路管理課でございます。⑥市道路線の認定、廃止及び変更（案）につきまして、御説明いたします。２ページをお願いいたします。今回、市道の認定（案）につきましては、神立中央二丁目３２号線、神立３１５号線中高津二丁目３８号線、中村南六丁目５号線の４路線でございます。また、市道の廃止（案）につきましては、新治中６５０号線の１路線で、市道の変更（案）につきましては、乙戸２１号線、乙戸７４号線の２路線でございます。市道認定路線の概要でございます。いずれも、開発行為により新設された道路でありまして、道路側溝が敷設され、舗装も完了しております。３ページをお願いいたします。はじめに、神立中央二丁目３２号線につきましては、恐れ入ります、７ページをお願いします。場所につきましては土浦市立神立保育所の東側に位置します、神立中央２丁目地内におきまして、関友商事株式会社によります、開発面積約２，９８７平方メートル、１１区画の宅地分譲地内に新設した道路でありまして、延長８８．９６メートル、幅員６．０から１２．００メートルの市道を認定するものでございます。幅員の１２メートルにつきましては、行止まり道路なため、終端に転回広場を設置したためです。つづきまして、神立３１５号線でございます。８ページをお願いします。場所につきましては神立配水場の南側に位置します、神立町地内におきまして、有限会社エイ・エム・エーによります開発面積約２，９８８平方メートル、１３区画の宅地分譲地内に延長１０４．８２メートル、幅員６．０メートルの市道を認定するものでございます。９ページをお願いいたします。つづきまして、中高津二丁目３８号線でございます。場所につきましては、土浦市立下高津小学校の南側に位置します中高津２丁目地内におきまして、株式会社京葉ビルドによる開発面積約４，６５１平方メートル、１７区画の宅地分譲地内に延長１３０．１０メートル、幅員６．０メートルの市道を認定するものでございます。１０ページをお願いいたします。つづきまして、中村南六丁目５号線は、土浦市立中村小学校の南側に位置します中村南６丁目地内におきまして、株式会社アカギによります開発面積約４，２２７平方メートル、１６区画の宅地分譲地内に延長１０７．９０メートル、幅員６．０メートルから９．０メートルの市道

として認定するものでございます。幅員の9.0メートルにつきましては、行止り道路のため終端に転回広場を設置したものです。つづきまして、少しお戻りいただいて、4ページをお願いいたします。つぎに、市道廃止路線の概要でございます。新治中650号線は、延長350.0メートル、幅員9.00から17.00メートルの市道でございますが、隣接土地所有者が払下げを希望しております。現地を確認したところ、道路としての機能・形態が全くなく、払下げに支障がないので、市道の認定を廃止するものでございます。12ページをお願いいたします。場所につきましては、県道小野土浦線と国道125バイパスの間の路線でございます。つづきまして、市道変更路線2路線の概要でございます。はじめに、乙戸21号線でございます。延長376.25メートルを139.60メートルに変更するもので、14ページをお願いいたします。乙戸21号線の一部を隣接地権者が払下げを希望しており、現地を確認したところ、払下げに支障がないので、それに伴い市道路線の起点を変更するものでございます。つぎに、乙戸74号線でございます。延長406.00メートル、幅員3.70メートルから18.91メートルを延長482.40メートル、幅員2.50メートルから18.91メートルに変更するもので、先ほど説明した乙戸21号線の変更に伴い、認定路線の延伸の必要が生じたため、路線の終点を変更するものです。以上、4路線の市道認定、1路線の市道廃止及び2路線の市道変更につきまして、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○内田委員 新治の払下げは、幾らになるんだい。

○浅岡道路管理課長 まずは廃止の認定をいただいて、2か月の告示期間において鑑定をするものです。大体、3,000平米ありますが、金額は鑑定前ですので分かりかねます。

○内田委員 3,000平米あるのか。ありがとう。

○平石委員長 つぎに、⑦専決処分の報告（道路管理瑕疵）について、執行部から説明をお願いします。

○浅岡道路管理課長 道路管理課でございます。⑦専決処分の報告について、御説明いたします。今回の報告につきましては、道路管理瑕疵に係る物損事故の和解1件でございます。2ページをお願いいたします。事故の発生日時と場所につきましては、令和4年10月17日の午後6時ころ、3ページに添付いたしました国道6号中貫交差点東側であります土浦市東中貫町1番5地先において発生した物損事故でございます。事故の概要としましては、相手方の車

両が市道東中貫3号線を走行中に陥没箇所接触到し、5ページにあります写真のとおり前輪右側のタイヤを破損したものでございます。和解の概要といたしましては、土浦市が相手方に対し、損害額2万2、285円を支払うことにより和解したものでございます。支払いにつきましては、損害保険にて対応しております。なお、4ページにあります写真が現場状況でございますが、陥没した箇所につきましては、直ちに補修をいたしております。説明につきましては、以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 つぎに、⑧専決処分の報告(農業集落排水施設管理瑕疵)について、執行部から説明をお願いします。

○滝田下水道課長 下水道課でございます。⑧専決処分の報告について(農業集落排水施設管理瑕疵)をお願いいたします。2ページをお願いします。事故の発生日時と場所につきましては、令和4年11月2日の午後8時頃に土浦市中村西根917地先において発生いたしました物損事故でございます。事故の概要としましては、常総学院南側でございます農業集落排水西根地区処理場前のマンホールの蓋が開いており、相手方の車両がこのマンホール蓋に乗り上げ、後輪左側のタイヤパンク及びリアバンパーの下を破損したものでございます。和解の概要としましては、土浦市が相手方に対し、損害額9万8,736円を支払うことにより和解したものでございます。支払につきましては、損害保険にて対応しております。3ページをお願いします。位置図でございます。下水道課で管理しております農業集落排水の西根地区処理場の前が事故発生場所となります。4ページをお願いします。写真でございます。上の写真が現場のマンホールで、下はリアバンパーを下から写したものでございます。説明につきましては、以上でございます。よろしくをお願いします。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○寺内委員 これは、昔のだから鍵がついていないのかな。

○滝田下水道課長 委員のおっしゃる鍵が壊れており、外れてしまっております。

○寺内委員 壊れていたのか、分かりました。

○平石委員長 つぎに、報告事項です。⑨入札案件について、執行部から順次、説明をお願いします。

○飯泉都市計画課長 都市計画課でございます。入札案件につきまして、説明

をさせていただきます。産業建設委員会資料の⑨入札案件についてをお願いいたします。それでは、表紙をおめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。工事件名、ナショナルサイクルルート路面標示等設置工事につきまして、説明をさせていただきます。本工事につきましては、ナショナルサイクルルートとして指定を受けておりますつくば霞ヶ浦りんりんロードに関しまして、凡例にありますとおり、ナショナルサイクルルートの指定に必要とされる案内看板や路面表示を設置するものでございます。土浦市域分の工事といたしましては、シールタイプを含む看板の設置と路面標示となっております。都市計画課からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○草間道路建設課長 道路建設課でございます。ひきつづき、御説明いたします。道路建設課の入札案件につきましては、8件でございます。3ページをお願いいたします。市道上高津新町5号線改良工事でございます。工事の場所につきましては、上高津団地の南側に位置する上高津新町地内の生活道路でございます。工事概要としましては、延長90メートルの区間におきまして、現況幅員約2.0メートルの道路を、計画幅員4.0メートルに拡幅改良するもので、道路側溝を敷設し、舗装を整備する工事でございます。つづきまして、4ページをお願いいたします。市道新治南186号線改良工事でございます。工事の場所につきましては、上坂田公民館の西側に位置する上坂田地内の生活道路でございます。工事概要としましては、延長106メートルの区間におきまして、現況幅員約3.9から6.0メートルの道路を計画幅員4.7から6.0メートルに拡幅改良するもので、道路側溝を敷設し、舗装を整備する工事でございます。つづきまして、5ページをお願いいたします。市道田村120号線改良工事でございます。工事の場所につきましては、れんこんセンターの南東側に位置する田村町地内の生活道路でございます。工事概要としましては、延長70メートルの区間におきまして、現況幅員約5.0から6.0メートルの官地幅を活用して施工するもので、今回は、主に土留めを整備する工事でございます。つづきまして、6ページをお願いいたします。市道中高津二丁目3号線改良工事でございます。工事の場所につきましては、土浦第四中学校の北側に位置する中高津二丁目地内の生活道路でございます。工事概要としましては、延長54メートルの区間におきまして、現況幅員約2.4メートルの道路を計画幅員4.0メートルに拡幅改良するもので、道路側溝を敷設し、舗装を整備する工事でございます。つづきまして、7ページをお願いいたします。市道下高津四丁目12号線改良工事でございます。工事の場所につきましては、下高津小学校の西側に位置する下高津四丁目地内の生活道路でございます。工事概要としましては、延長58メートルの区間におきまして、現況幅員6.0

メートルの官地幅を活用して改良するもので、道路側溝を敷設し、舗装を整備する工事でございます。つづきまして、8ページをお願いいたします。市道Ⅰ級1号線実施設計委託でございます。委託の場所につきましては、今泉第二霊園の南東側に位置する今泉地内のⅠ級幹線道路でございます。委託概要としましては、延長300メートルの区間におきまして、現況幅員約6.0メートルの官地幅を活用して改良するための測量調査及び設計委託でございます。つづきまして、9ページをお願いいたします。都市計画道路荒川沖木田余線道路舗装工事（第13工区）でございます。工事の場所につきましては、境川の西側に隣接する、木田余地内でございます。工事概要としましては、延長540メートルの区間におきまして、舗装工事や、一部、中央分離帯を設置する工事などでございます。つづきまして、10ページをお願いいたします。都市計画道路荒川沖木田余線道路舗装工事（第14工区）でございます。工事の場所につきましては、茨城県流域下水道事務所の北側に位置する木田余地内外でございます。工事概要としましては、延長560メートルの区間におきまして、先ほど御説明いたしました13工区と同様、舗装工事や、一部、中央分離帯を設置する工事などでございます。道路建設課の案件につきましては、以上でございます。

○滝田下水道課長 同じく、11ページをお願いします。下水道課は、6件ございます。最初に国補公下（雨水）第1号神立菅谷雨水幹線整備工事でございます。この工事は、神立地区の地域冠水を解消するための函路整備工事でございます。工事場所は、神立跨線橋の北側でございます。青の実線で示した施工済み箇所でございますが、現在NTTで施工中でございます。概要としましては、横幅3.4メートル、高さ2.1メートルのボックスを48.1メートル推進工法により埋設する工事でございます。つづきまして12ページをお願いします。公下維（工）第93号藤沢地内公共下水道（污水）布設替工事でございます。この工事は、下水道管渠の点検において危険と判定された箇所の布設替工事でございます。場所は、藤沢休憩所の西側でございます。概要としましては、既設のヒューム管を塩ビ管に管種を変更し延長84.4メートル布設替える工事でございます。つづきまして13ページをお願いします。国補公下（雨水）第2号 神立菅谷雨水幹線（調整池）整備工事でございます。この工事は、神立地区の地域冠水を解消するための調整池整備工事でございます。概要としましては、調整池内の水路の脇に管理用通路を築造する工事でございます。つづきまして14ページをお願いします。市単公下第4号中村第三処理分区公共下水道（污水）移設工事でございます。この工事は、国道6号牛久土浦バイパスの整備に伴い県道藤沢荒川沖線が付け変わることで污水管も県道同

様に移設する工事でございます。概要としましては、既設ヒューム管500ミリメートルを延長152.9メートル移設する工事でございます。つづきまして15ページをお願いします。市単公下第5号港処理分区公共下水道（污水）工事でございます。この工事は、港町1・2丁目児童公民館付近でございます。概要としましては、公民館の東側のLになっている場所が、民地に下水道管が埋設されていることから48.6メートルの撤去、公民館の南側に44メートル新設する工事でございます。つづきまして16ページをお願いします。R4国補公下維（工）第4号大畑地内公共下水道（污水）布設替工事でございます。この工事は、下水道管渠の点検において危険と判定された箇所（箇所）の布設替工事でございます。場所は、新治工業団地の南側で、県道小野土浦線でございます。概要としましては、既設のヒューム管を塩ビ管に管種を変更し延長66.8メートル布設替えする工事でございます。下水道課は、以上6件でございます。よろしくお願いします。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○内田委員 下高津の市道改良工事ですけれども、あそこに電信柱があるので、配慮してもらえるといい。以前、通学路からバイパスのことで電信柱のことを一般質問したことがあるんですよ。移動が可能であるというような回答を頂いた覚えがあるんですが、時が経って、今はどうでしょう。

○草間道路建設課長 今回の工事場所について、片側に古いU字溝があり、幅員を狭めている状況でございます。下高津小学校の通学路でもありますことから、電信柱を移設しながら進めていく予定でございます。

○内田委員 結構です。分かりました。

○平石委員長 つぎの⑩工事発注状況報告については、各自資料をご覧ください。こととし、説明は省略いたします。つづいて、その他、⑪都市計画マスタープラン策定（見直し）事業・立地適正化計画策定（見直し）事業について、執行部から説明をお願いします。

○飯泉都市計画課長 都市計画課でございます。つづきまして、産業建設委員会資料の⑪都市計画マスタープラン策定（見直し）事業・立地適正化計画策定（見直し）事業についてをお願いいたします。それでは、表紙をおめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。都市計画マスタープランにつきましましては、計画期間20年の中間期となっており、立地適正化計画につきましても、おおむね5年毎の見直し時期に当たりますことから、法律の改正や社会経済情勢の変化等に対応するため、総合的な都市づくりの基本方針を示すものでございます。3の計画期間につきましましては、本年度と来年度の2か年で計画の

見直しを行いまして、令和6年度から10年間の計画期間を予定してございます。5の計画スケジュールといたしまして、本年度は都市計画審議会を3回開催し、3月末に住民意見交換会を予定してございます。令和5年度につきましても、都市計画審議会において協議をいただき、パブリックコメント等を実施の上、計画をまとめてまいりたいと考えております。3ページをお願いいたします。6の都市計画マスタープランの概要といたしまして、本年度につきましては、将来都市像や将来目標人口に関する協議を行うとともに、将来都市構造につきましましては、つくばエクスプレスの延伸やインターチェンジ周辺の土地利用、都市づくりの方針では、スマートインターチェンジの整備等を新たに記載するものでございます。4ページにつきましましては、将来都市構造のイメージ図となっております。5ページをお願いいたします。7の立地適正化計画の概要といたしましては、まちづくりの方針といたしまして、法律の改正を踏まえ、都市の拠点性を確保した持続可能な活力ある都市、そして、災害に強く市民が安心して暮らせる都市とするものでございます。目指すべき都市の骨格構造のイメージ図といたしましては、JR3駅とおおつ野地区へ都市機能の誘導を図るとともに、中学校区ごとの地域生活拠点に居住の誘導を図り、これらをネットワークで結ぶことにより、持続可能な都市を目指すこととしているものでございます。都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の見直しに当たりましては、産業建設委員会から柏村議員に参画をいただき、都市計画審議会において、御意見等をいただきながら、協議を行っておりますので、適宜、産業建設委員会の皆様にもご報告を行いながら、来年度の計画策定に向け、見直し作業を進めてまいりたいと考えております。なお、先ほど、本年度のスケジュールで御説明をいたしました3月末に予定しております住民意見交換会につきましましては、後日、産業建設委員会の皆様に開催のご案内をお送りする予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長

つづいて、⑫歴史的風致維持向上計画推進事業について、執行部から説明をお願いします。

○飯泉都市計画課長 都市計画課でございます。つづきまして、産業建設委員会資料の⑫歴史的風致維持向上計画推進事業についてをお願いいたします。2ページをお願いいたします。本事業で策定いたします歴史的風致維持向上計画

につきましては、歴史的建造物等と祭礼行事等の伝統的な営みや活動が一体となった良好な環境を地域固有の資産としてとらえまして、歴史的風致の維持・向上を図ることにより、個性豊かな地域社会の実現を図るものでございます。3の計画期間につきましては、本年度と来年度の2か年で計画の策定を行いまして、令和6年度から10年間の計画期間を予定してございます。5の計画策定のスケジュールといたしましては、本年度より、学識経験者、関係団体等による法定協議会を設置いたしまして、本年度は3回、協議会を開催しております。令和5年度につきましても、法定協議会を開催するとともに、パブリックコメントを実施の上、計画の策定及び国への計画認定申請に進めていければと考えております。3ページをお願いいたします。本計画における歴史的風致の維持及び向上に関する方針といたしましては、歴史的な建造物の保存・活用をはじめ、歴史や伝統文化を反映した活動の継承など、六つの方針を掲げるものとなっております。維持向上すべき歴史的風致につきましては、5つのテーマに分類のうえ、霞ヶ浦の恵みや城下町の祭礼、教育・学習の風土に見る歴史的風致等としているものです。なお、重点区域の設定についてでございますが、法の定めによりまして、本市で該当する史跡・建造物は、土浦一高にございます旧茨城県立土浦中学校本館と上高津貝塚の二つが該当いたしますことから、これらに関連する歴史的風致が広がる地域を基本といたしまして、区域を設定していきたいと考えております。4ページの歴史的風致位置図につきましては、3ページにございます10の歴史的風致をベースといたしまして、重点区域のエリア設定を検討している図面となっております。本計画の策定に当たりましては、産業建設委員会から平石委員長に参画をいただき、法定協議会において協議を行っておりますので、適宜、産業建設委員会の皆様にも御報告を行いながら、来年度の計画策定に向け、作業を進めてまいりたいと考えております。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○平石委員長　ありがとうございました。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○小坂委員　市の文化財と、歴史的風致については、どういう考えですか。

○飯泉都市計画課長　国の示す方針は、歴史的な建造物と合わせて歴史的な伝統行事の営みで、例えば中城の歴史的な営みと、そこを通る祇園祭りの巡行を守り育てていくこと、いずれも50年以上経過していることが前提となります。実際、文化財もございまして、教育委員会と都市部局が連携を図りながら歴史的な建物の保全、維持管理の計画をまとめるよう進めていつところでございます。

○小坂委員　土浦の八坂祭礼を土浦の文化財として、保存可能かどうか考えて

います。石岡のお祭りが文化財に指定されたということで、実際には一部の屋台とか山車が指定されたようなのですが、イメージとして、全体的にいいのかなと思います。

○平石委員長 そのほか、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○平石委員長 つづいて、（３）その他です。⑬土浦市農業委員会委員の選任についてについて執行部から説明をお願いします。

○黒須農林水産課長 農林水産課でございます。サイドブックスの別添資料１３、土浦市農業委員会委員の選任についてをお願いいたします。２ページをお開きください。土浦市農業委員会委員の選任について、御説明いたします。現在、農業委員の任期が令和５年７月１９日をもって満了を迎えることから新委員の募集・選任を行います。はじめに、今後のスケジュールでございますが、募集期間は令和５年３月１日から３月２９日までで、選任作業を４月、５月の２か月間で行います。議会の同意を６月定例会で頂き、７月２０日に任命を行う予定でございます。つぎに、委員の任期でございますが、令和５年７月２０日から令和８年７月１９日までの３年間、募集人員は１２人でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○寺内委員 これは、募集人数の１２人を土浦全体から、まんべんなく選出してもらいたい。答弁は、いいよ。

○平石委員長 つづいて、⑭神立駅西口地区土地区画整理事業の進捗状況及び事業計画変更について、執行部から説明をお願いします。

○福澄都市整備課長 都市整備課でございます。神立駅西口土地区画整理事業に係る事業計画変更について、説明させていただきます。変更案でございますが、事業開始から１０年の経過による環境変化に伴う工事費の増や事業施行期間の延長による追加補償費の増があり、最終的な資金計画の変更を行うものです。増額された事業費の負担割合は土浦市が６に対し、かすみがうら市が４となり、本市は４，８００万円の負担増となる予定となっております。今後は、両市議会に報告をした後、県に対し、事業計画の変更申請等手続きを行い、変更縦覧等を経て、令和５年５月頃までに変更許可を得たいと考えております。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○寺内委員 片山副市長は分かると思うけれども、今年度、この事業が終わると、エスカレーターの要望が上がっている。これが事業費に入っていないと、地区の住民の要望は取り残されてしまいますのかな。当然、高齢者はエレベータの

ところまであるくよりも、エスカレーターのほうが便利なんだよ。そのことは、頭に入れておいてください。10年以上かけた事業だから、魂を入れないで終わってしまっては、何のための事業だということになる。神立の人が使いやすい施設を作ってあげたいと始まった事業ですから。もう分かってくれてるとおもうから、答弁は、いいです。

○平石委員長 大事な御指摘だと思うので、よろしくお願いします。つづいて、その他の⑮異常通報システムの運用開始について、執行部から説明をお願いします。

○浅岡道路管理課長 道路管理課です。⑮異常通報システムの運用開始について、御説明いたします。

今回、産業建設委員の皆様にご報告させていただくのは、道路等の異常通報システムの運用開始についてでございます。2ページをお願いします。このシステムは、土浦市が管理する道路の陥没や側溝の破損、カーブミラーなどの異常を市民の皆様の協力で通報してもらい、補修等を行い、安全性を図るための異常通報システムでございます。現在は、電話やファックスなどで通報を受けており、位置や危険個所の特定が困難な場合がございますが、スマートフォンやパソコンなどのデジタル端末による通報を加えることで、危険個所の写真や位置情報などの情報を入手することから迅速な対応が可能となります。土浦市のホームページから、どなたでも通報できるようになっております。近年、道路管理瑕疵が増えてきているため、たくさんの方に利用していただきたいと考えております。運用日が明後日と、急な報告となってしまう大変申し訳ございませんでした。説明は、以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○平石委員長

その他、執行部からありますか。

○滝田下水道課長 下水道課では、N T Tと工事委託の協定を令和4年3月9日に締結し、神立菅谷雨水幹線整備工事とそれに伴う補償工事を現在施工中でございます。委託している場所でございますが、神立中央2丁目地内でJ R常磐線西側の県道牛渡馬場山土浦線で割烹たけふみ付近でございます。コロナ禍の影響を受け資材の搬入が遅れたことなどが原因で工期が遅れたため当初の期限令和5年3月24日を延長いたします。また、協定額につきましても変更がございますことから、確定次第報告させていただきますので、よろしくお願いします。

いたします。

○平石委員長 委員の方からは、ございますか。

○勝田委員 さっき、言い忘れたのですが、花火のところで招待席の話があったと思います。8,500万については、反対ではないのですが、招待席は、将来的には見直していくべきと考えています。招待席がなくて困る人はいるのでしょうか。むしろ、売る席ならば、収益につながるわけですから、そういったことも今後、検討してはと思います。意見ですので、答弁はけっこうです。

○平石委員長 そのほか、よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 それでは長時間にわたり、お疲れ様でございました。

以上で、産業建設委員会を閉会します。